設計業務共通仕様書(長野県農政部) 新旧対照表

第1章総則

第1-1条 「略]

第1-2条 用語の定義

1-(30) 「書面」とは、<u>打合せ簿等の帳票をいい、</u>発行年月日を記録し、記名(署名又は押印を含む)したものを有効とする。

改正後 (R6.10.1)

第1-3条~第1-19条 [略]

第 1-20 条 検査

(2) 設計業務等管理状況の検査

なお、電子納品の検査時の対応については<u>、長野県「電子納品に係る実施要領」</u>に基づく ものとする。

第 1-21 条~第 1-31 条 [略]

第1-32条 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 1-33 条~第 1-39 条 「略]

第1-40条 環境不可低減への取組

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。

- 1 オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率な エネルギー消費を行わない取組 (照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビ ズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)
- 2 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用
- 3 環境負荷低減に配慮したものの調達
- 4 生物多様性に配慮した事業実施
- 5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第41条 [略]

第2章 [略]

第1章総則

第1-1条 「略]

第1-2条 用語の定義

1-(30) 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名(署名又は押印を含む)したものを有効とする。

現 行(R5.10.1)

第1-3条~第1-19条 [略]

第1-20条 検査

(2) 設計業務等管理状況の検査

なお、電子納品の検査時の対応については<u>「電子納品運用ガイドライン(案)」</u>に基づくものとする。

第 1-21 条~第 1-31 条 [略]

第1-32条 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 1-33 条~第 1-39 条 「略]

追加

第 40 条 [略]

第2章 「略]